## 令和6年度 磯子区ふれあい助成金 助成区分一覧

区分	 事業	主な対象活動		 条件		備考
<u>ار</u> ج	一	エ・ひいりいい日割	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	C. WA
	集いの場	①サロン・ミニデイサービ	72回以上	10名以上	400,000	
		ス・茶話会・認知症カフェ	48回以上	10名以上	300,000	
		等②会食会・こども食堂・	36回以上	10名以上	,	・ ※対象が障害児者のみの場合は、「障
		地域食堂③若者支援(フ	20回以上	5名以上	120,000	
		リースペース/居場所づく	10回以上	5名以上	,	_※主催者は条件の   1回あたりの人   数」にはカウントしない。 -
		り/学習支援) ④子育て支	6~9回	5名以上	50,000	
		援事業(支援者が主催する			30,000	
		活動)等	【新規立上げ】年度内3ヶ 月以上実施。1回5名以上		40,000	
				  べ回数	助成上限額	
		①住民同士の助け合い活動		-/ \凹奴	以以上以供	
		(介護保険事業を除く。	800	回以上	400,000	
		例:調理・掃除・草取り・				-
		子どもの一時預かり・送	500回以上		300,000	
	家事	迎・買い物等の家事・見守				※年間に対応した延べ訪問回数でカウ
	生活支援	り訪問・生活相談を受け対応する活動) ②相談支援・傾聴活動(施設訪問しての傾聴活動は福祉のまちづくり区分へ) ③電話相談	100回以上		160,000	例)1日のつちでAさんから卓取りと 買い物を依頼された⇒2回カウント
			50回以上		80,000	
<del></del>			20回以 F		50,000	
接援			30回以上		50,000	
護者			【新規立上げ】	年度内3ヶ月以上	40,000	
要援護者支援区分			実施。月訪問	周回数3回以上	40,000	
援区		配食	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	
分			60回以上	10名以上	400,000	
					,	
			48回以上	10名以上	300,000	
			36回以上	10名以上	240,000	
	配食	※定期的に利用者宅に食事	20EIN F	104N L	160,000	※1回の食数=1回あたりの配食した 人数とする。
		を届け、見守りを行う活動	20回以上	10名以上	160,000	732730
		等	10回以上	5名以上	80,000	
			10000	0 117/12	33,333	
			6 ~ 9 回	5名以上	60,000	
			「新担立上に	げん 任度内3ヶ		=
			【新規立上げ】年度内3ヶ		40,000	
	送迎		月以上実施。1回5名以上 年間延べ回数		助成上限額	
		道路運送法79条に基づく 登録団体及び無償で活動を	1,000回以上		350,000	※1回の乗車で複数名乗車した場合は、乗車人数が回数と同数となる。
			500回以上		•	
		行う団体が行う車両による送迎活動		100回以上		例) サロンの送迎で2人同時に乗せ た。2回カウント。
		ベニベニ/口 <del>オ</del> //		げ】年度内3ヶ	40,000	
			月以上実施。月10回以上			

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
			年回数	1回あたりの人数	助成上限額	
	障害児者 支援 ・ 障害当事者 活動	当事者団体及び家族会、支	48回以上	10名以上	300,000	
		援者団体が実施する事業	36回以上	10名以上	180,000	
		①余暇支援事業・青年学級	20回以上	5名以上	120,000	※親や家族のみの活動は対象外。
17. <del>12.</del>		②リハビリ目的等の集い事	10回以上	5名以上	80,000	※福祉バス利用は対象外。
害		業③障害者スポーツ④訓練	60~90	5名以上	50,000	
障害児者支援区分	11111	会等	【新規立上け	「】年度内3ヶ	40,000	
			月以上実施。	1回5名以上	40,000	
援区	宿泊	当事者および家族会、訓練	条	条件 助成上限額		<b>ツ</b> 会加老が気炸の この東米は社会が
<b>公</b> 分	・ 日帰りハイク	会が企画する事業	当事者参加	数5人以上	50,000	※参加者が家族のみの事業は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。
	視覚障害者	手話サークル、聴覚障害者	条	件	助成上限額	
	•	支援事業(要約筆記支援				※回数・人数要件はありませんが、事 業報告の時には回数・人数等の内容を
	聴覚障害者	等)、視覚障害者支援事業	_		50,000	) 記載する必要があります。
	支援	(点訳・音声訳・誘導等)				

区分	主な対象活動	条件		備考	
祉のまちづくり区分	①布おもちゃ②セルフヘルプグループ (家族会・介護者の集い・難病患者会・依存症の会)③外国人支援(日本語教室、国際交流)④おもちゃドクター⑤本の読み聞かせ⑥車いすダンス⑦防災関連事業(地域防災拠点訓練除く)⑧地域住民交流(お祭り、運動会等)⑨自然環境活動⑩福祉情報紙⑪福祉に関する啓発、勉強会、公開講座迎子育て支援	年回数	1回あたりの 人数	助成上限額	※1回あたりの人数は参加者の人数です。(主催者側の人数を除きます) ※①、⑬は人数要件はありません。 ※チャリティーイベントなどの収益事 業は対象外。
		6回以上	5人以上	40,000	
	事業(支援者以外が行う自主的な活動) ⑤施設・病院支援ボランティア(施設内での傾聴ボランティア含む)④「要援護者支援区分」および「障害児者支援区分」の対象事業の助成要件に満たない活動	1~5回	5人以上	30,000	
	⑭のうち家事・生活支援活動および送 迎活動	12回以上	_	30,000	※特定の個人への支援は対象外

区分	主な対象活動	主な対象活動条件			備考
		年回数	1回あたりの人数	助成上限額	※1回あたりの人数は ①の場合、会の主催者を除く人数で
健康増進区分	①高齢者健康増進事業 ②施設等を訪問する特技ボランティア	3回以上	5名以上	10,000	す。 例)自治会館で体操教室を行っている、役員など会の運営に携わる方以外で5名以上の参加者が必要です。 ②の場合、参加者の人数です。 例)施設で音楽演奏する場合、参加者(演奏を聞く方)が5名以上必要です。 ※特技ボランティアの場合、主催者側の年齢に制限はありません。

※すべての区分において担い手は人数に含めません

## 令和6年度 磯子区社会福祉協議会団体助成金 助成区分一覧

区分 : 磯子区民生委員児童委員協議会/青少年指導員協議会		
対象事業	助成上限額	備考
区民生委員児童委員協議会で実施する事業等	400,000	
区青少年指導員協議会で実施する事業等	40,000	

区分 : 障害施設・学童保育施設整備費等資金		
対象事業	助成上限額	備考
障害者通所・入所施設、学童保育の施設整備費等 ※施設の備品購入、設備修繕費、教材やおもちゃの購入費など ※備品購入の場合、原則一点(一体となっているもの)とする。 ※神奈川県共同募金会助成金との重複は不可	50,000	磯子区ふれあい助成金の障害児者支援 区分、福祉のまちづくり区分および団 体助成金の周年記念事業資金区分との 重複申込み可

区分 : 周年記念事業資金		
対象事業	助成上限額	備考
10年を単位とする周年記念イベントや記念誌作成のために必要な経費		
※本会正会員の団体のみを対象とする	1 100,000	磯子区ふれあい助成金との重複申込み可
※本区分で助成を受けた団体は同区分での申請は10年後とする		
※単年度事業であること		
※祭り、講演会、シンポジウムなどの場合、広く一般区民も対象として		
行うこと		
※記念誌等の作成の場合、広く一般市民にも配布すること		

区分 : 会員特典		
対象事業	助成上限額	備考
会員特典 ※本会正会員のうち磯子区ふれあい助成金/団体助成金の配分を受ける 団体 -4 -	10,000	前年度区社協会費を納入していること